平成２２年（フ）第２８３６号
横浜市金沢区寺前１丁目13番41号　第２ともみ荘102
破産者　鈴木　猛夫
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８８号
静岡県浜松市中区葵西３丁目17番20号、前住所静岡県浜松市中区葵西３丁目９番５号
破産者　野嶋　礼子
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９２７号
京都市西京区大枝西新林町６丁目13番地３、前住所京都市西京区大枝西新林町６丁目10番地14
破産者　坪井　慶治
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０５号
京都府宇治市五ケ庄瓦塚45番地の６、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の283
破産者　高瀬工業こと　高瀬　　徹
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３６号
京都市中京区西ノ京西中合町36番地、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
破産者　寺西　徳子
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３７号
京都市中京区西ノ京西中合町36番地、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
破産者　寺西　　功
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３８号
京都市中京区西ノ京西中合町36番地、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
破産者　寺西千恵子
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
奈良県生駒市本町13―28―302、住民票上の住所奈良県生駒市北大和３丁目９番地８
破産者　小寺　博文
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８９号
高知市宝永町４番24号
破産者　國澤　茂男
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３２号
大分県別府市上田の湯町３番９号
破産者　井面　　一
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８１号
大分県別府市大字鶴見139番地の４　東洋ビル207号
破産者　楢崎　久美
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１６号
大分市大字田尻920番地の38、申立前の住所大分市青葉台１丁目２番地の10
破産者　石澤　隆治
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
大分県佐伯市弥生大字平井704番地４
破産者　那須　清子
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２号
大分県佐伯市弥生大字平井704番地４
破産者　那須　満義
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
鹿児島県鹿児島市武１丁目５番28号　琥珀ビル406号
破産者　善福　徳行
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６号
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2042番地の５トーラスリゾートマンションⅡ102、破産手続開始決定時の住所沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2261番地の33
破産者　雨宮　　節
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第３１１号
群馬県前橋市大利根町１丁目17番地３
破産者　鎌田　惠吉
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１９号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹2191番地の33、住民票上の住所群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹2191番地の53
破産者　飯田　宏朗
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所